

補助対象事業において自己負担額としてみなすことができる 無償の役務及び物資等の範囲及び金額換算基準

令和5年3月20日
福島県文化振興課

1 取組実施主体の自己負担額として加算可能な役務、物資等の範囲

(1) 役務

取組実施主体以外の者（市民ボランティア等）が助成対象取組に提供する無償の役務（確実に提供が見込まれる役務に限る）。

(2) 物資等

取組実施主体以外の者から、専ら助成対象取組における使用のために提供された物資等（無償か有償かは問わない）。なお、土地、建物等の賃借料を無償にして使用貸借契約を締結した場合の賃借料相当額も該当するものとする。

【対象となる役務、物資等の例】

- 被災地の植樹事業における、
 - ・ 植樹作業に係る一般市民等のボランティアの役務費相当額
 - ・ 取組実施主体以外の企業、団体等から寄附された苗木
- 子どもの外遊び支援事業における、
 - ・ 取組実施主体以外の企業等から寄附された移動式遊具一式 等

【対象とならない役務、物資等の例】

- 事業実施以前より取組実施主体が取得し、所有していた物資 等

2 金額換算の基準

(1) 役務

最新の地域別最低賃金に提供が見込まれる時間、人員数を乗じたもの。

※ 福島県内における活動については、858円/時（福島県最低賃金令和4年10月6日発効）を適用し、福島県外における活動については、それぞれの地域別最低賃金を適用するものとする。

(2) 物資等

同等又は類似の商品の販売価格。なお、土地、建物の賃借料相当額については、近隣の同等条件の賃借料。

※ 物資等の時価については、当該物資（類似品を含む）の販売事例の広告、価格表等の写し等をもって算定しなければならない。また、土地、

建物の賃借料相当額については、不動産会社等により設定された価格が記載された資料の写しをもって算定しなければならない。

3 金額換算の確認のために必要な書類等

(1) 別紙「提供役務（物資等）換算計算書」（金額換算の積算内訳を記載したもの）

(2) 「提供役務（物資等）の内容等が確認できる書類」

- 役務の場合
作業従事記録、作業日報等
- 物資等の場合
物資等の内容等が分かる資料、同等又は類似の商品の販売価格が分かる資料等
- 土地、建物の使用料の場合
賃借物件の内容等が分かる資料（間取図面含む）、近隣の同等条件の賃借料（不動産会社等により設定された額）が記載された資料の写し、使用賃借契約書の写し等

(3) 提出時期

事業完了後の実績報告時と同一とする。ただし、申請段階から金額換算による自己負担への加算を見込む場合は、収支予算書「ふるさと・きずな維持・再生支援事業補助金交付要綱第3号様式」の参考資料として、申請時に「提供役務（物資等）換算計算書」を提出し、実績報告時にも実績に応じた内容で、「提供役務（物資等）換算計算書」を提出すること。

4 その他

事業完了後、無償の役務や物資等の提供を含む取組実施主体の自己負担額が、当初の計画より下回った場合は、補助額は自己負担額に応じた額により確定するものとする。